平成２１年（フ）第１２１号
宮城県石巻市渡波字黄金浜137番地４
債務者　阿部　修久
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
宮城県東松島市矢本字上河戸22番地１
債務者　阿部　浩一
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
静岡県掛川市小鷹町189番地　パステルⅠ102
債務者　寺坂未由来（帰化前の氏名崔今花）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第１３４７号
愛知県愛知郡東郷町三ツ池２丁目13番地７
プロディージュ201号
債務者　稲益　真也
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３９０号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘１棟1112号
債務者　大月　秋江
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５３７号
大阪府東大阪市稲田本町３丁目18番５号
債務者　今田惠子こと　今田　寿代
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９１０号
大阪市東住吉区西今川４丁目24番８号　ＧＳ駒川305号
債務者　粂田　一至
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４７号
岡山県都窪郡早島町早島4227番地２雇用促進住宅１―503
債務者　岡田　知子（旧姓妹尾）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１４１３号
札幌市中央区北３条東12丁目99番地２　ヴェルビュ苗穂北３条通り301号
債務者　横山　一彦
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５３号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番43―502号
債務者　近藤　賀慎
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１５号
札幌市東区東雁来11条２丁目14番１―201号
債務者　氏川亜紀子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４９号
札幌市北区あいの里２条３丁目11番７号　サンビレッジあいの里Ｃ―101号
債務者　阿部　　修
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５９号
北海道石狩市樽川４条２丁目58番地　日光ハイツＮ棟２Ｆ
債務者　小倉　裕司
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７７号
札幌市北区屯田５条３丁目３番１号　ハイツ中村201号
債務者　熊谷　琴美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９０号
札幌市白石区北郷３条14丁目１番17号
債務者　本間　省子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３２号
札幌市豊平区平岸１条17丁目１番７号　ハイツ山礼202号
債務者　和田　祐二
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５２号
札幌市西区発寒11条11丁目１番１―402号
債務者　猪股　照美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６２号
札幌市東区北28条東14丁目２番12号　ヒュース北28―205号
債務者　加藤　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部